

第8期宇治市障害福祉計画及び第4期宇治市障害児福祉計画の構成（案）について

資料4

1. 計画の構成（案）

「第7期宇治市障害福祉計画及び第3期宇治市障害児福祉計画」が令和8年度で終了し、次期計画として策定する「第8期宇治市障害福祉計画・第4期宇治市障害児福祉計画」の構成（案）は次のとおりとします。

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画の背景

「第7期宇治市障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画」の計画期間中における障害福祉関連の動向等について記述します。

2. 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ（法定根拠）	「総合支援法」・「児童福祉法」及び国の基本指針に基づく計画
(2) 宇治市障害者福祉基本計画との関係と計画の期間	・障害児・者のサービス提供の実施計画としての位置づけ ・計画期間：令和9～11年度の3年間（法定の期間）

第2章 宇治市の障害福祉にかかる状況

1. 宇治市の人口及び障害手帳所持者数の推移

(1) 宇治市の総人口及び年齢層別人口	・各項目に関する人数の直近5年間の推移 ・各項目の人数の推移から読み取れる傾向
(2) 身体障害者手帳所持者数の推移	
(3) 療育手帳の所持者数の推移	
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移	
(5) 宇治市の人口と障害者手帳所持者数の推移	

2. 障害福祉サービス等の利用状況

障害福祉サービス利用等に関する現状として、「第7期宇治市障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画」期間中の各年度におけるサービス種別ごとの利用状況及びその傾向を掲載します。

- ・各サービスの令和6・7年度の利用実績と8年度の利用見込み
- ・令和8年度の利用見込みは年度途中までの実績から算出

(1) 訪問系サービスの利用状況

①居宅介護 ②重度訪問介護 ③同行援護 ④行動援護

(2) 日中活動系サービスの利用状況

①生活介護 ②自立訓練（機能訓練） ③自立訓練（生活訓練） ④就労移行支援
⑤就労継続支援（A型） ⑥就労継続支援（B型） ⑦就労定着支援 ⑧療養介護 ⑨短期入所

(3) 居宅系サービスの利用状況

①共同生活援助 ②施設入所支援 ③自立生活援助

(4) 計画相談支援等の利用状況

①計画相談支援 ②地域移行支援 ③地域定着支援

(5) 地域生活支援事業の利用状況

- ①相談支援事業 ②成年後見制度利用支援事業 ③意思疎通支援事業
④日常生活用具給付等事業 ⑤移動支援事業 ⑥日中一時支援事業
⑦地域活動支援センター事業

(6) 障害児通所支援及び障害児相談支援の利用状況

- ①児童発達支援 ②放課後等デイサービス ③保育所等訪問支援
④居宅訪問型児童発達支援 ⑤障害児相談支援
⑥医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

第3章 計画の基本方針

本計画の推進に関する基本方針として、次の8つの方針を定めます。

(1)	地域生活を支援するサービス提供体制の整備	・国の基本指針を踏まえ、各分野を第3期宇治市障害者福祉基本計画と整合性を図りながら記述
(2)	一般就労への移行・定着及び就労支援の充実	
(3)	相談支援体制の充実・強化	
(4)	障害種別にかかわらない包括的な支援体制の整備	
(5)	障害のある児童の支援体制の整備	
(6)	地域共生社会の実現、社会参加を支える取り組み	
(7)	差別解消と権利擁護の推進	
(8)	障害のある人による情報の取得・利用・意思疎通の推進	

第4章 障害福祉サービスの整備目標

国の「基本指針」で成果目標が設定されている7つの分野（障害者計画6つ、障害児計画1つ）について、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」と「福祉施設利用者の一般就労への移行」を2つの柱に、整備目標を定めます。

1. 第8期障害福祉計画の整備目標

(1)	福祉施設の入所者の地域生活への移行	【設定する指標】 ・地域移行者数：R7末の施設入所者の6%以上を地域移行 ・施設入所者数：R7末の施設入所者数から5%以上を削減
(2)	福祉施設利用者の一般就労への移行	【設定する指標】 ・一般就労への移行者数：令和6年度実績の1.31倍以上 ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上 ・就労定着支援事業の利用者数：令和6年度末実績の1.47倍以上 ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上
(3)	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	具体的な指標は定めず、整備の方向性について文章化
(4)	地域生活支援の充実	
(5)	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	
(6)	相談支援体制の充実・強化等	

2. 第4期障害児福祉計画の整備目標

障害児支援の提供体制の整備等	具体的な指標は定めず、次の事項の方向性について文章化
----------------	----------------------------

第5章 障害福祉サービス等の見込量

障害福祉サービス利用等に関する見込量として、期間中の各年度におけるサービス種別ごとの利用状況及びその傾向を掲載します。

- ・各サービスの令和6・7年度の実績と8年度の見込みに基づく利用量の推移から算出
- ・国の基本指針において、一定の条件を満たす自治体に対しサービス見込量に係る算出方法の見直し、いわゆる総量規制の発動要請が挙げられています。

1. 第8期障害福祉計画のサービス見込量

(1) 訪問系サービスの見込量

①居宅介護 ②重度訪問介護 ③同行援護 ④行動援護

(2) 日中活動系サービスの見込量

①生活介護 ②自立訓練（機能訓練） ③自立訓練（生活訓練） ④就労移行支援
⑤就労継続支援（A型） ⑥就労継続支援（B型） ⑦就労定着支援 ⑧療養介護 ⑨短期入所

(3) 居宅系サービスの見込量

①共同生活援助 ②施設入所支援 ③自立生活援助

(4) 計画相談支援等の見込量

①計画相談支援 ②地域移行支援 ③地域定着支援

(5) 地域生活支援事業の見込量

①相談支援事業 ②成年後見制度利用支援事業 ③意思疎通支援事業
④日常生活用具給付等事業 ⑤移動支援事業 ⑥日中一時支援事業
⑦地域活動支援センター事業

2. 第4期障害児福祉計画のサービス見込量

①児童発達支援 ②放課後等デイサービス ③保育所等訪問支援
④居宅訪問型児童発達支援 ⑤障害児相談支援
⑥医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

第6章 目標実現のための方策

障害福祉サービス等の整備目標及び必要なサービス量を達成するための取り組みを記述します。

(1) 地域生活に必要なサービス提供体制の整備	目標実現のための取り組み文章化
(2) 一般就労への移行・定着及び就労支援の充実	
(3) 相談支援体制の整備	
(4) 障害児支援の充実	

(5)	関係機関等との連携強化及び情報提供の充実	目標実現のための取り組み文章化
(6)	市民の障害理解の促進及び障害のある人の社会参加等の支援	
(7)	計画の達成状況の点検及び評価	

2. 「計画の基本方針（第3章）」について

国が示す基本指針見直しの主な16項目と、宇治市が掲げる基本方針の8項目は下表のとおり相関関係にあり、国の基本指針に基づき計画を策定していきます。

宇治市	国
① 地域生活を支援するサービス提供体制の整備	① 入所等から地域生活へ移行、地域生活の継続の支援 ⑥ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上 【新規】 ⑦ 障害福祉サービスの質の確保等 ⑩ 人口減少地域におけるサービスの維持・確保 ⑫ 住宅セーフティネット制度との連携 ⑬ 地域差の是正・指定の在り方等 ⑯ 災害時における障害福祉サービス提供の確保
② 一般就労への移行・定着及び就労支援の充実	③ 福祉施設から一般就労への移行等
③ 相談支援体制の充実・強化	⑤ 地域における相談支援体制の充実強化
④ 障害種別にかかわらない包括的な支援体制の整備	① 入所等から地域生活へ移行、地域生活の継続の支援 ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ⑧ きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備 ⑨ 高次脳機能障害者に対する支援
⑤ 障害のある児童の支援の提供体制の整備	④ 障害児支援の提供体制の整備等
⑥ 地域共生社会の実現、社会参加を支える取組	⑪ 「地域共生社会」の実現に向けた取組 ⑮ スポーツ・健康増進活動による社会参加等の促進
⑦ 差別解消と権利擁護の推進	⑭ 障害者等に対する虐待の防止等
⑧ 障害のある人による情報の取得利用・意思疎通の推進	⑧ きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備

3. 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標項目

- ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ② 福祉施設利用者の一般就労への移行
- ③ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ④ 地域生活支援の充実
- ⑤ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
- ⑥ 相談支援体制の充実・強化等
- ⑦ 障害児支援の提供体制の整備等

4. 目標実現のための方策

- ① 地域生活に必要なサービス提供体制の整備
- ② 一般就労への移行・定着及び就労支援の充実
(前回：就労支援の強化)
- ③ 相談支援体制の整備
- ④ 障害児支援の充実
(前回：発達障害のある児童等への支援)
- ⑤ 関係機関等との連携強化及び情報提供の充実
(前回：関係機関等との連携及び情報提供の充実)
- ⑥ 市民の障害理解の促進及び障害のある人の社会参加等の支援
- ⑦ 計画の達成状況の点検及び評価

5. 今後のスケジュール

計画初案作成【施策推進協議会報告（令和8年11月予定）】



パブリックコメント実施



計画最終案作成【施策推進協議会報告（令和9年2月予定）】



計画完成（令和9年3月）